興野保育園　重要事項説明書

（令和７年４月１日現在）

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

１　施設運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 社会福祉法人　千利世会 |
| 所在地 | 足立区西新井本町４丁目１９番地２３号 |
| 電話番号 | ０３－３８９０－６６０６ |
| 代表者氏名 | 理事長　斎藤　俊夫 |

　　　２　利用施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | 興野保育園 |
| 施設の所在地 | 足立区西新井本町４丁目１９番地２３号 |
| 連　絡　先 | 電話番号　０３－３８９０－６６０６FAX　０３－３８９０－６３６４ |
| 管　理　者 | 施設長　高橋　久美子 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前子ども |
| 利用定員 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| ６人 | １４人 | １５人 | １５人 | １５人 | １５人 |
| 認可年月日 | 　昭和２６年１２月１日 |
| 事業所番号 | 　２ |

３　当園の目的・運営方針

　　興野保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

　◎　保育理念

　　　　　「愛　　希望　　平和」

　◎　基本方針

　　　　　本園は、子どもの権利条約、児童福祉法、日本国憲法に則って、生後２ヶ月から就学前までの乳幼児の保育事業を行う。

　◎　保育目標

　　　　基本方針に基づき、次にあげる保育目標の実現に努力する。

　　　　　(１)．丈夫な子どもを育てること

　　　　　(２)．友だちと仲よく遊べる子どもにすること

　　　　　(３)．自分のことは自分でやれる子どもにすること

　　　　　(４)．物事をよく考える子どもにすること

　　　　　(５)．喜んで働く子どもにすること

４　当園における事業・設備等の概要

(1)　施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷　地 | 敷地全体 | １２８４．９３㎡ |
| 園庭 | ３５４．９１㎡ |
| 園　舎 | 構　造 | 鉄骨造 |
| 延べ面積 | ８２５．９６㎡ |

(2)　主な設備

　０歳児保育室（５３．８７㎡）、１歳児保育室（６０．２７㎡）、２歳児保育室及びラン

チルーム（５５．８２㎡）、３歳児保育室（４２．４０㎡）、４歳児保育室（４３．５８㎡）、５歳児保育室（４２．０５㎡）、遊戯室（９５．２０㎡）、２階ホール（８９．６１㎡）調理室（３０．０４㎡）その他　調乳室、職員室、図書コーナー、相談室、職員休憩室、更衣室、園長室

５　職員の勤務体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 職務内容 | 常勤 | 非常勤 |
| 施設長 | 園の運営 | 　　１人 | 　　　人 |
| 副主任保育士 | 園長補佐 | 　　２人 | 　　　人 |
| 保育士 | 保育業務 | 　１１人 | 　　８人 |
| 保育補助 | 保育士補佐 | 　　　人 | 　　４人 |
| 管理栄養士 | 献立作成、栄養相談、給食調理 | 　　　人 | 　　　人 |
| 栄養士 | 献立作成、給食調理 | 　　　人 | 　　　人 |
| 調理師 | 給食調理 |  | 　　５人 |
| 事務員兼保育士 | 事務、保育 | 　　１人 | 　　　人 |
| 看護師 | 園児、職員の健康管理 | 　　　人 | 　　１人 |
| 嘱託医 | 園児健康診断 | 　　　人 | 　　１人 |

当園では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年２月１６日厚生労働省令第１５号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

|  |  |
| --- | --- |
| 職　種 | 勤務体系 |
| 施設長 | 正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（７：３０～１９：００） |
| 栄養士 | 正規の勤務時間帯（７：３０～１６：３０） |
| 看護師・事務 | 正規の勤務時間帯（８：２０～１７：２０） |

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

６　保育を提供する日

　　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

　　ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び国民の祝日に関する法律（昭和２

３年法律第１７８号）に規定する休日は休園となります。

７　保育を提供する時間

　　保育を提供する時間は、次のとおりとします。

　(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　保育標準時間認定に係る支給認定証を足立区から交付されている方の場合、

７時３０分から１８時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

１８時３０分から１９時００分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保

育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

　(2)　保育短時間認定に係る保育時間

　保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時３０分

から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

　　　７時３０分から８時３０分まで又は１６時３０分から１８時３０分までの範囲内で、

延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別

途利用者負担が必要となります）。

８　提供する保育等の内容

　　当園は、保育所保育指針（平成２９年３月３１日厚生労働省告示第１１７号）を踏まえ、

以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)　一日の日程

　　　　　７:３０～　９:００　　　順次登園

９:００～１１:００　　 視診・身支度・設定保育

１１:００～１４:５０　　　昼食・お昼寝

１５:００～１５:３０　　　おやつ

１５:３０～１６:３０　　　自由遊び・設定保育

１６:３０～１８:３０　　 順次降園

１８:３０～１９:００　　　延長保育

(2)　食事の提供

献立表は毎月別途お知らせします。

玄関ホールホワイトボードに毎日の献立を写真で掲示しています。

　　　食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書を提出していただきます。除去食に

ついては、ご相談ください。

　(3)　保健について

　　　当園では、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」「保育所

における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に基づいて対応しています。

　　〈登園許可証および登園届について〉

保育園は、抵抗力が未熟な乳幼児が集団生活を送るため感染症が流行しやすい状況にあります。そのため学校保健安全法で定められた感染症にかかった後は、医師から登園許可を得たうえで「登園許可証」もしくは「登園届」を園に提出していただく必要があります。「登園許可証」「登園届」を提出されなければ、お子さんをお預かりすることはできません。記入漏れ、押印漏れがある場合もお子さんをお預かりできませんので、漏れの無いようにお願いします。提出は、必ず担任保育士（朝の延長保育を受けている場合は早番の保育士）に、直接手渡してください。

９　利用料金

　(1)　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

　　　支給認定を受けた足立区に対し、当該区が定める保育料をお支払いください。

　(2)　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

　　　(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

　　　お支払方法については、月初に納入袋をお渡ししますので、毎月１０日までに指定の額を職員室へ納入してください。

10　利用の開始、終了に関する事項

　　当園は、区が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、または保育の実施の

委託を受けたときは、これに応じる。

特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面によ

り、利用こどもの保護者とその内容を確認する。

当園の利用こどもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了する

ものとする。

　(1)　子ども・子育て支援法第１９条に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(2)　保護者から当園の利用に係る取り消しの申出があったとき。

(3)　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11　嘱託医

　　　当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 中西医院（小児科・内科） |
| 医　院　長　名 | 中西　隆 |
| 所　　在　　地 | 足立区関原３－４４－７ |
| 電　話　番　号 | ０３－３８５２－１１３２ |

12　緊急時の対応

　　特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合には、速やかに利用子どもの保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

13　虐待の防止のための措置

　　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めています。

14　要望・苦情等に関する相談窓口

　　当園では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| ご利用相談窓口 | ・受付担当者　　副主任　竹内　あゆみ・ご利用時間　　８：３０～１７：００・電話番号　　　０３－３８９０－６６０６　FAX　　　　　０３－３８９０－６３６４　担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。 |
| 解決責任者 | 園長　高橋　久美子 |
| 第三者委員 | 早川元康 | 電話番号　０３－３８４０－６３０１ |
| 役職・肩書等　　興野北町会長 |
| 冨山裕介 | 電話番号　０３－３８５６－１５９９ |
| 役職・肩書等　　児童養護施設　指導員 |
| 法人相談窓口 | 渡邉義也 | 千利世会　理事　 |

15　非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者名 | 高橋　久美子 |
| 緊急時の連絡方法 | コドモンにて情報提供をします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機　　有　　　　・誘　導　灯　　　　有・ガス漏れ報知機　　有　　　　・非常警報装置　　　有・非常用電源　　　　有　　　　・スプリンクラー　　無・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　　有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。 |
| 二次避難場所 | 興野町いちょう公園 |

16　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

　　当園では、以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | ほいくのほけん |
| 保険の内容 | 園賠償責任保険 |
| 保険金額 | 死亡・後遺障害２５０万円・入院日額３千円通院日額２千円 |

17　個人情報の取り扱い

　　特定教育・保育の提供にあたって、職員、及び職員であったものが知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第３者に提供することはありません。

18　当園におけるその他の留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

１　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| 給食費 | 副食費（３歳児以上） | 月額　４，５００円足立区在住の方は補助金で免除されます。区外の方はその自治体によります。 |
| 保育材料費 | お手紙入れ(紛失時) | １１０円 |

２　延長保育に係る利用者負担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 延長保育利用時間 | 金額 |
| 保育標準時間認定 | １８:３０～１９:００ | ３，０００円／月決め |
| １８:３０～１９:００ | ４００円／スポット利用 |
| 保育短時間認定 | ８：３０～１６：３０の枠を超えたとき | ５００円／１日につき |

※　月決めは、当月１０日、スポットは翌月１０日までに集金袋に入れて事務室までお持ちください。年度末に集金袋を領収書の代りにお返しします。

※　１９：００を超えた場合別途料金が発生します。また、繰り返し１９：００を過ぎた場合には延長保育の承認を取り消す場合があります。